

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく行政処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- (2) 関連事業者 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者
- (3) 登録業者 引取業者、フロン類回収業者
- (4) 許可業者 解体業者、破砕業者
- (5) 事業の停止命令 関連事業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。（法第51条第1項、第58条第1項、第66条第1項、第72条）
- (6) 事業の登録の取消し 引取業者、フロン類回収業者の登録を取り消すこと。（法第51条第1項、第58条第1項）
- (7) 事業の許可の取消し 解体業者、破砕業者の許可を取り消すこと。（法第66条第1項、第72条）
- (8) 勧告 関連事業者に対し、期限を定めて是正措置を勧告すること。（法第20条第1項、又は第20条第2項）
- (9) 命令 正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合において、関連事業者に期限を定めて是正措置を命令すること。（法第20条第3項）
- (10) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為
- (11) 正当な理由 天災、事故など不可抗力に起因するやむを得ない理由をいう。

### (行政処分の種類)

第3 この要領において行政処分とは、次に掲げる処分とする。

- (1) 法第20条第1項に規定する関連事業者に対する勧告
- (2) 法第20条第2項に規定するフロン類回収業者に対する勧告
- (3) 法第20条第3項に規定する関連事業者に対する命令
- (4) 法第51条第1項に規定する引取業者の登録の取り消し及び事業の停止命令
- (5) 法第58条第1項に規定するフロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止命令
- (6) 法第66条第1項に規定する解体業者の許可の取り消し及び事業の停止命令
- (7) 法第72条に規定する破砕業者の許可の取り消し及び事業の停止命令

### (行政処分の基準)

第4 関連業者に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

- 2 別表に定める処分事由（以下「違反行為等」という。）が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する処分日数の合計によるものとし、その日数が90日

を超えるときは取消処分とする。

( 瑕疵による登録及び許可の取消し )

第5 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による登録又は許可が行われたことが、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該登録又は許可を取り消す。

( 手続 )

第6 行政処分の手続きは、行政手続法(平成5年法律第88号)、行政処分の指針について(平成13年5月15日環廃産第260号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について(平成17年5月9日経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡)に定める手順により行う。

( 公表 )

第7 行政処分を行ったときは、被処分者名、処分の内容、処分理由及び根拠条文等を公表する。

( 関係都道府県等との協議 )

第8 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分内容及び時期について協議する。

( 関係機関への通知 )

第9 登録業者に対し、登録の取消し及び瑕疵による登録の取消しを行ったときは、その事実を他の都道府県及び保健所を設置する市に通知する。

2 許可業者に対し、事業の停止命令、許可の取消し及び瑕疵による許可の取消しを行ったときは、その事実を他の都道府県、及び保健所を設置する市に通知する。処分が許可の取消しである場合には、環境省へ報告する。

附則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

(別表) 行政処分の基準

1 引取業、フロン類回収業関係

処 分 事 由		根 拠 条 文	処分基準	罰則(参考)
	不正の手段による登録取得	第51条第1項第1号 第58条第1項第1号	登録取消し	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
登録基準	事業者の能力が登録基準に適合しなくなったとき	第45条第1項 第56条第1項	登録基準に適合する までの間事業停止 改善が不可能な場合 は登録取消し	/
	欠格要件	第45条第1項 第56条第1項	登録取消し	
違反行為	使用済自動車一般廃棄物の委託 基準違反	第122条第11項	登録取消し	3年以下の懲役若し しくは300万円以下 の罰金
	事業停止命令違反	第51条第1項 第58条第1項	登録取消し	1年以下の懲役又は、 50万円以下の罰金
	引取り、引渡し、再資源化に関 する命令違反	第20条第3項	登録取消し	50万円以下の罰金
	移動報告に関する命令違反	第90条第3項		
	関連事業者の業廃止・変更届出 義務違反	第46条第1項 第48条第1項 (法第59条において準用 する場合を含む。) 第57条第1項	事業停止30日	30万円以下の罰金
	報告の徴収における報告拒否、 虚偽報告	第130条第1項		
	立入検査拒否・妨害・忌避	第131条第1項		
	標識の表示義務違反	第50条 (第59条において準用す る場合を含む。)	事業停止10日	10万円以下の罰金
その他の違反行為		事業停止10日	/	

2 解体業者、破砕業者関係

処 分 事 由		根 拠 条 文	処分基準	罰則（参考）
	不正の手段による許可取得	第66条第2号 （第72条において準用する場合を含む。）	許可取消し	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
許可基準	許可基準に適合しなくなったとき	第62条第1項第1号 第69条第1項第1号	許可基準に適合する までの間事業停止 改善が不可能な場合 は許可取消し	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	第62条第1項第2号 第69条第1項第2号	許可取消し	
違反行為	使用済自動車一般廃棄物の委託 基準違反	第122条第11項	許可取消し	3年以下の懲役若し しくは300万円以下 の罰金
	事業停止命令違反	第66条第1号 （第72条において準用 する場合を含む。）	許可取消し	1年以下の懲役又は、 50万円以下の罰金
	破砕業の無許可変更	第70条第1項		
	引取り、引渡し、再資源化に関 する命令違反	第20条第3項	許可取消し	50万円以下の罰金
	移動報告に関する命令違反	第90条第3項		
	全部利用者への引渡し書面の保 存義務違反	第16条第5号 （第18条第8項において 準用する場合を含む。）	事業停止30日	
	関連事業者の業廃止・変更届出 義務違反	第63条第1項 第64条 （第72条において準用す る場合を含む。） 第71条第1項	事業停止30日	30万円以下の罰金
	報告の徴収における報告拒否、 虚偽報告	第130条第1項		
	立入検査拒否・妨害・忌避	第131条第1項		
	標識の表示義務違反	第65条 （第72条において準用す る場合を含む。）	事業停止10日	10万円以下の罰金
その他の違反行為		事業停止10日		
違反行為	他人に対し違反行為をすること を要求し、若しくは唆し、若し しくは他人が違反行為をすること を助けたとき	第66条第1号 （第72条において準用す る場合を含む。）	当該違反行為と同等 の処分	